

近年の大規模災害時の入札契約方式適用についての考察

国総研 正会員 ○大野 琢海 国総研 正会員 光谷 友樹 国総研 正会員 井星 雄貴
国総研 正会員 林 基樹 国総研 正会員 秋元 佳澄 国総研 正会員 中洲 啓太

1. はじめに

国が発注する工事においては、競争性や公正性の確保の観点から、会計法令上の原則である一般競争入札が用いられている。しかし、災害復旧事業においては、「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン（平成 29 年 7 月）¹⁾」（以下、「災害復旧ガイドライン」という。）に基づき、早期復旧のため平常時とは異なる入札契約方式が適用される。しかしながら、災害復旧ガイドラインには業務の適用に関する記載がないことや随意契約の適用条件がわかりづらいことが課題として指摘されている。

本稿では、近年の大規模災害における業務・工事の入札契約方式の適用上の課題とその改善策について考察する。

2. 調査方法及び調査対象

調査対象とした近年の大規模災害を表-1 に示す。これらの大規模災害における入札契約データの整理や地方整備局の発注担当者へのヒアリングにより、災害復旧における入札契約方式の適用状況を把握した。

3. 入札契約方式の適用に関する課題

図-1 に災害復旧における入札契約方式適用例を示す。災害に備えて平常時に災害協定が締結され、発災後の被害状況把握や応急復旧段階では、協定締結者との随意契約が活用されている。しかし、本復旧段階での随意契約の適用については事例によって状況が異なっている。

被災者としては一日でも早い本復旧が望まれる。施工者としても「地域の守り手」として被災地の一日も早い復旧に使命感を感じている。このような状況において、早期着手を目的として随意契約を適用すべきと考える発注者は多い。しかし、本復旧において、通常なら被害を生じない程度の降雨や余震に対しても十分な警戒が必要となり住民生活に著しい制約がある場合でも随意契約の適用がためらわれる。

キーワード 災害復旧, 入札契約方式, 随意契約

連絡先 〒305-0804 茨城県つくば市旭一番地 国土交通省国土技術政策総合研究所 TEL 029-864-4239

表-1 調査対象

発災年	災害名	地方整備局
平成28年	熊本地震	九州
平成29年	九州北部豪雨	九州
平成30年	西日本豪雨	中国
令和元年	東日本台風	関東・東北・北陸

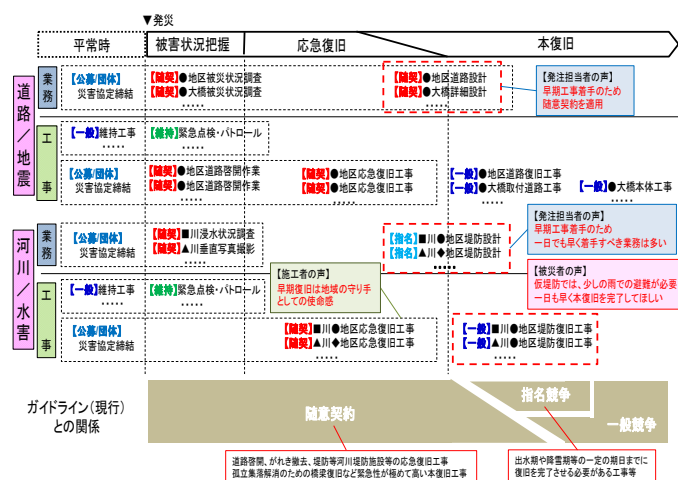


図-1 災害復旧における入契方式適用例²⁾

発災 H28/4/16		業務	工事
被災状況把握 緊急度 応急復旧 本復旧	既設 随 意 契 約		【随災・道路】緑川下流第4地区応急補修工事 (点検/バトロール含む)
	随 意 契 約	【随災・河川】堤防補修復旧工事に係る業務	【随災・河川】堤防補修復旧工事
	随 意 契 約	【随災・道路】道路復旧、斜面防災対策、橋梁復旧、トンネル復旧等に係る業務	【随災・道路】道路復旧、斜面防災対策、橋梁復旧、トンネル復旧等工事
	指定競争 一般競争	H28/6/30【随災・道路】二重峠トンネル詳細設計業務 H28/9/1【随災・道路】阿蘇大橋外設計業務 H29/4/3【公競】北側復旧ルート事業監理業務	H28/9/9【 緑合 ・道路】古城地区工事用道路工事 H28/9/30【 緑合 ・道路】阿蘇大橋地区工事用道路工事 H29/3/10【 EC 】二重峠トンネル工事(阿蘇工区・大津工区)

図-2 熊本地震における入契方式適用例

被災 R1/10/12	業 務	工 事
被災状況把握	既契約 随意契約	
応急復旧	随意契約	R1/10/13【 随災 】令和元年度穂保地区堤防緊急復旧工事、等
本復旧	●本復旧方針検討(有識者会議) R1/10/15～R2/2/19千曲川堤防調査委員会	R1/10/16【 随災 】令和元年台風19号長野市穂保緊急復旧工事上流工区、等
	R1/10/29【 随災 】令和元年台風第19号千曲川測量等業務、等	R2/4/1【 一般 】穂保堤防災害復旧その1工事、等
	R1/10/31【 随災 】令和元年台風第19号千曲川災害復旧検討業務、等	
	R2/8/5【 公債 】令和2年度管内護岸設計等その2業務、等	R3/7/1【 一般 】千曲川穂保地区堤防強化工事

図-3 東日本台風における入契方式適用例

ことがあり、工事・業務を問わず、本復旧以降の入札契約方式の適用条件の明確化が課題となっている。

その一方で、契約が急がれるあまりにむやみに参入が緩和されると、設計不備や施工不具合等のリスクが生じる懸念がある。

4. 入札契約方式の適用状況

熊本地震の復旧では、応急復旧段階では、堤防補修や道路補修等、工事・業務ともに随意契約が適用されている。本復旧段階では、多くは一般競争入札が適用されているが、二重峠トンネル等の主要構造物の詳細設計業務では随意契約が適用されている。また、発注者体制強化のために事業促進PPPが適用されたり、本復旧の工事にあたる二重峠トンネルの工事では技術提案・交渉方式が適用されたりし、入札契約方式の選定に様々な工夫がなされている（図-2）。一方、東日本台風では、工事・業務とも、応急復旧段階では随意契約が適用されているが、本復旧段階になると随意契約の適用が少ない（図-3）。九州北部豪雨、西日本豪雨でも、本復旧段階における随意契約の適用が少ないという状況は同様であった。

このように随意契約の適用が事例によって異なっている要因として、ひとつは被災規模に応じた現地状況が挙げられるが、災害復旧ガイドラインに随意契約の具体的な適用条件の記載が少ないことが大きいことがヒアリングにより明らかとなった。

5. 随意契約適用の改善

随意契約の適用が事例によって異なっている状況を踏まえ、本復旧でも適用できる場面や適用の考え方を具体化する必要があることがわかった。そこで、有すべき機能・性能の回復のため緊急性の高い具体的な事例を抽出した（表-2）。暫定基準水位が運用されている仮堤防の本復旧や、土砂流出による二次災害が懸念される状況での緊急砂防工事、歩道幅員が十分に確保できていない緊急う回路で運用している状況でのう回路設置などは、会計法で随意契約の適用を認める緊急の必要に該当する場面である。

このように、随意契約を適用できる場面や考え方を具体化することで随意契約の適正な適用を促すことができると思う。

また、設計不備や施工不具合等による復旧遅延を防止するため、発注者により平常時の業務や工事等を通じて業者の実施体制等を把握したうえで業者選定がなされ、受注者は相応の実施体制を確保することが重要である。

6. おわりに

本稿では、災害復旧における緊急性の高い場面の具体的事例を分析し、本復旧段階でも構造物が有すべき機能・性能の回復まで随意契約を適用できる場面があるという考え方を示した（図-4）。一方で、緊急性が高い状況であっても、効率的、確実な施工のため施工者に提案を求めることが有効な場合等、工事の特性に応じて、一般競争入札・総合評価落札方式や、技術提案・交渉方式の適用も検討されることに留意する必要がある。

参考文献

- 1) 国土交通省：災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン（平成29年7月）
- 2) 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 建設生産・管理システム部会、業務・マネジメント部会（令和2年度第1回）報告事項

表-2 本復旧の緊急の必要に該当する事例

状況	対策	事由
暫定基準水位の設定・運用(久慈川、阿蘇湖等)	堤防決壊箇所の本復旧(堤防盛土、護岸、他)	被災者の不安・不便早期解消
暫定基準水位の設定・運用(新堀川、新堀川、新堀川)	堤防決壊箇所の本復旧(コンクリートブロック工、他)	被災者の不安・不便早期解消
懸念土砂流出による人畜等への二次災害発生(香取砂防堤、宮城丸森町、宮城丸森町)	緊急砂防工事(砂防堰堤工、根固め工、強固ワイヤネット工、他)	被災者の生活と生業の早期再建・排水期中の完成
盛土形式による緊急う回路を供用(国道14号鳴鶴橋)	迂回路設置(仮橋工、他)	交通の早期確保・排水期中の完成
暫定異常気象時運行規制標準の設定・運用(国道249号、他)	本復旧工	交通の早期確保
応急復旧が完了した車道の一部を歩道として利用(国道20号法善寺橋)	応急歩道橋整備	歩行者の安全早期確保

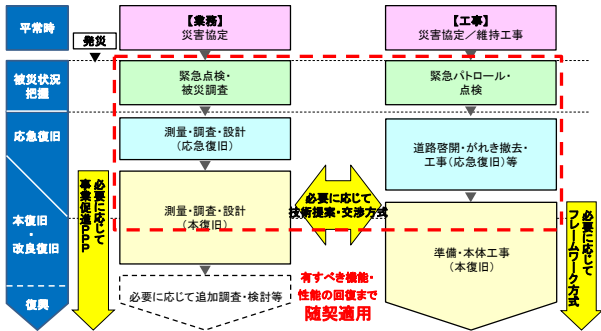


図-4 災害復旧における入札適用の考え方